

なんでやねん!? その5

サービック労組 「管理者」「本社社員」組合員化

本号で、「管理者」「本社社員」組合員化についての「なんでやねん!？」は終了します。

「管理者」「本社社員」だけが「オープンショップ」なのは「なんでやねん!？」

「管理者」「本社社員」組合員化について、「なんでやねん!？」その1からその4まで発行してきました。組合員化について「なんでやねん!？」なのは、組合員化ではなく組合員化に伴って「ユニオンショップ」に「オープンショップ」を導入したことです。

サービック労組は、2003年にサービックと「ユニオンショップ協定」を締結しています。「ユニオンショップ」は、雇用された労働者は一定期間内に特定の労働組合に加入しなければならない制度です。労働組合より脱退・除名、加入しない者は原則として解雇になります。「オープンショップ」は、労働者の組合加入を雇用条件としない制度です。社員は、労働組合への加入・脱退を自由に選択できます。

同じ労働組合の組合員として、方や強制力があり解雇条件がある「ユニオンショップ」で、方や労働組合加入・脱退が自由な「オープンショップ」というのはあり得ません。組合員化に伴って、「ユニオンショップ」に出来ずに苦肉の策で「オープンショップ」を導入し混在させていますが、2003年に導入した「ユニオンショップ」を「オープンショップ」にするのが常識的なやり方です。

「本社社員等」の優遇は「オープンショップ」だけでない! 年間休日数も多い!

サービック労組とサービックは、「管理者」「本社社員」を労働組合への加入・脱退が自由な「オープンショップ」という優遇処置を取っています。「本社社員等」の優遇は、「オープンショップ」だけではありません。年間休日数も120日あります（社員等は113日）。JS労は全社員年間休日数120日を要求しています。JS労は、「オープンショップ」や年間休日数など、おかしいことに「なんでやねん!？」と声を上げ、解決・改善に向けて取り組んでいきます。

メールアドレス・jsrou@yahoo.ne.jp

